

ごみ焼却灰の一時保管 計画についての御説明

千葉県

平成24年6月9日

資源循環課 江戸川

1. これまでの経緯とお願い

- 環境省は、東京都の一般廃棄物焼却施設の焼却灰(飛灰)から1キログラム当たり8千ベクレルを超える放射性セシウムが検出されたことから、平成23年6月28日に東北地方及び関東地方の一般廃棄物焼却施設における焼却灰(主灰及び飛灰)の測定を自治体に要請しました。
- 調査の結果、県内の6団体で8千ベクレルを超える焼却灰等が確認されました。
(千葉市、松戸市、柏市、流山市、我孫子市、印西地区環境整備事業組合)

- 8千ベクレルを超える焼却灰は、各市・組合において、環境省が示した基準に従い、焼却施設の場内等で保管しています。

(我孫子市は、主灰と飛灰の混合灰で8千ベクレル以下であったことから、保管は行わず、委託処分を行っています。)

した。

理屈が次は
変わったようです。

- 8/31.
- 4市・1組合(松戸市、柏市、流山市、我孫子市、印西地区環境整備事業組合)から、一時保管場所の確保について、知事への緊急要望があり、県からの候補地の提案、説明会の開催に至ったところです。

- 県では、一時保管にあたっては、近隣住民の皆様が抱いている不安に対し、一時保管の内容や安全確保の方法について、ていねいに説明する必要があると考え、本日、皆様へ説明をさせていただくものです。

- 焼却灰の運搬や保管について安全確保に万全を期すこととしておりますので、一時保管の実施について、皆様に御理解いただきたいと考えております。

2. 各市の焼却灰、剪定枝の保管状況

自治体名	保管物	保管量(トン)	放射能濃度(Bq/kg)
松戸市	焼却灰	約344	H23.7.4 47,400 H24.5.1 19,870
	剪定枝	約1,157	
柏市	焼却灰	約2,703	H23.6.27 70,800 H24.5.14 65,000
	剪定枝	約1,386	
流山市	焼却灰	約972(約568)	H23.7.4 28,100 H24.5.9 1,689
	剪定枝	約4,491	
我孫子市	焼却灰	約560(約560)	H24.5.10 3,080
	剪定枝	約2,958	
印西地区環境整備事業組合	焼却灰	約543(約413)	H23.6.30 13,970 H24.5.21 4,240

※松戸市及び柏市は、8,000Bq/kg超のみ保管

(平成24年5月末)

※保管量欄の()内の数値は、8,000Bq/kg以下の保管量

5,100t
3,800t
~ 10,000t (剪除む)

3. 一時保管場所の予定地



手賀沼流域下水道手賀沼終末処理場

(予定面積約2万平方メートル)

4. 手賀沼終末処理場の空間線量

	測定場所	空間放射線量(μSV/h)
①	敷地境界(東門)	0.15
②	敷地境界(西門)	0.12
③	敷地境界(南側)	0.21
④	敷地境界(北側)	0.20

※1 測定値は、5月9日現在の値

※2 各測定場所における地上1mの地点での測定

5. 予定地の概要

所在地:印西市発作地先
(手賀沼流域下水道手賀沼終末処理場の敷地内)

面 積:約20,000m²

保管可能量:約2,500トン

6. 選定理由

- ①運搬距離、利用団体による管理・監督のしやすさ等の観点から、焼却灰が発生する市町村等の近隣の地域内の場所であることを最優先とした。
- ②焼却灰の発生量を勘案し、一定の面積が確保できる場所であること。
- ③県が総括的な管理責任を果たすことができる場所であること。

これらの条件を勘案して、要望のあった4市・1組合の区域内にある手賀沼終末処理場を選定したものです。

7. 一時保管場所提供に当たっての基本的な考え方

- 8千ベクレルを超える10万ベクレルまでの放射性物質に汚染された焼却灰について、国が示した処分方法に従い処分するまでの間、各自治体の区域内で一時保管することを原則とします。
- それが困難な場合に、緊急的に、広域自治体としての役割を果たすべく、県として、手賀沼終末処理場を保管状況がひっ迫している団体の一時保管場所として提供するものです。
- 利用団体は、知事に要望のあった4市・1組合のうち、一時保管を希望する団体としています。

8. 利用に当たっての基本的な条件

- ①利用期間:平成26年度末まで
(平成26年度末までに原形復旧)
- ②管理体制:一時保管場所の使用及び管理等に関して、県と利用団体の間で**管理協定を**締結し、適正な管理を行います。

9. 運搬・一時保管の方法(1)

- 放射性物質汚染対処特措法等の関係法令等を遵守し、適正に管理を行います。
- 利用団体は、搬入計画書及び管理計画書を作成し、**県の了解を得るものとします。**
- 利用団体が**一元的に管理できる体制をつくります。
- 仮設倉庫を設置し、倉庫内で一時保管を行うことを基本とします。
- 運搬業務及び保管・管理業務は、利用団体から**専門事業者へ**委託し実施します。

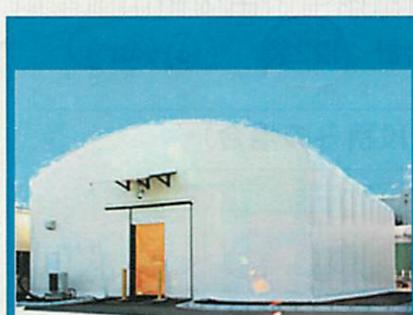
運搬・一時保管の方法(2)

- 利用団体は、保管中の地元の対応を適切に行います。
- 利用団体は、廃棄物の管理及びその後の処理について、責任を持って対処します。
- 保管区域内や敷地境界等での空間放射線量を把握し、測定結果などの情報を公開します。
- 県は、利用団体の指導・監督を行います。
- 県・利用団体等で構成する組織を設置し、管理状況の進行管理を行います。

→ 地元自治体&国も入る。(予定)

10. 焼却灰の一時保管施設の概要

①仮設倉庫の構造

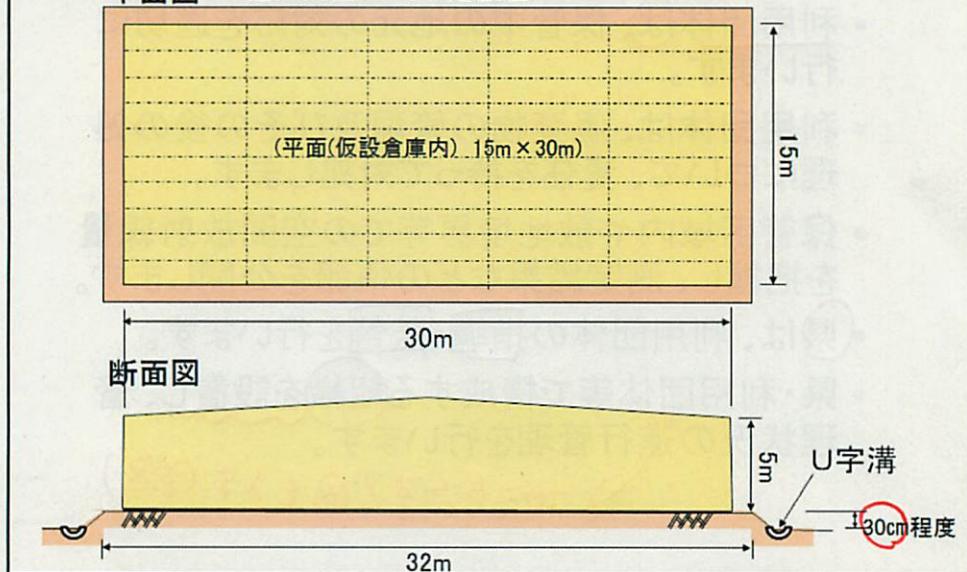


仮設倉庫のイメージ

1. コンクリート基礎の上に設置する。
2. 仮設倉庫内はコンクリート床構造とする。
3. 雨水対策として、仮設倉庫周囲にU字溝を設置し倉庫内への流入を防止する。
4. 仮設倉庫入口には、マウンド等の対策を講じ、倉庫内への雨水流入を防止する。
5. 万一、仮設倉庫内で汚水が発生した場合は、遮水シート等の対策を講じる等、場外への流出や地下への浸透を防止する。

②仮設倉庫の設置例

- ・倉庫(15m × 30m × 5m)はコンクリート床構造
- 平面図
- ・倉庫周囲にU字溝を設置



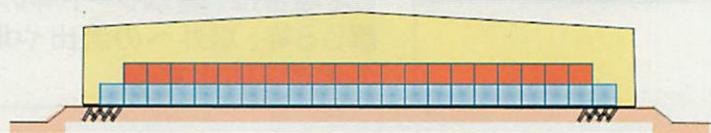
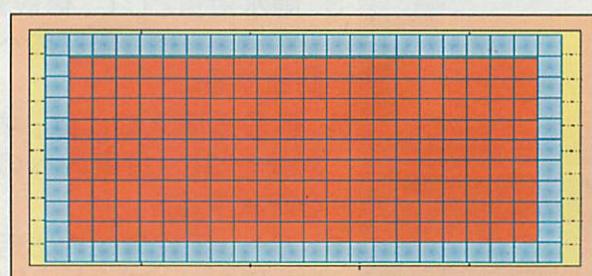
③仮設倉庫内の保管方法例

- ・フレキシブルコンテナ(1.3m × 1.3m)による2段積みで保管する場合(転倒防止として2段目は外周を1列空ける)

■	1段目	$11 \times 22 = 242$	合計	422袋	(@400kg)
■	2段目	$9 \times 20 = 180$			

→ 170t

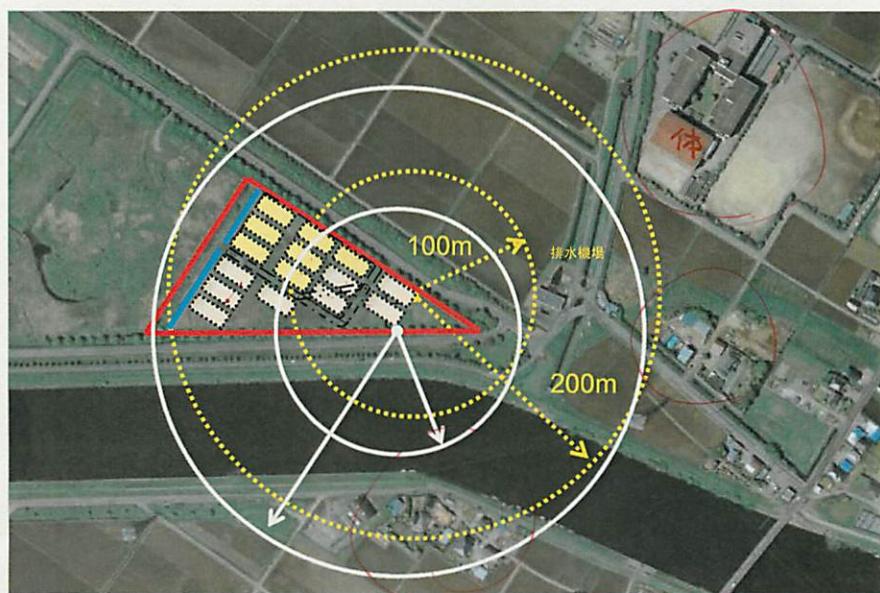
倉庫内保管のイメージ(2段積みの場合)



④仮設倉庫設置のイメージ図



11. 一時保管施設からの距離



搬入は?

最短 150m
(民家)